

【産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを有する業者の場合】

産業廃棄物等収集運搬業務単価契約書（案）

委託業務の名称 産業廃棄物等収集運搬業務（コロナ対策事務局）
業務の内容 仕様書（案）のとおり
契約単価 収集運搬業務 1台あたり 円（消費税及び地方消費税額を含まない）
予定数量 トラックによる収集運搬台数 35台
廃プラスチック 278m³
委託期間 契約締結の日から令和6年1月31日まで
契約保証金 金 円

上記の業務について、発注者 福島県（以下「甲」という。）と受注者 （以下「乙」という。）は、次の条項の定めるところにより契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

第1条 乙は、甲の指示に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令及び別紙委託仕様書に基づき、頭書の単価をもって、頭書の契約期間までに頭書の業務を完了しなければならない。

2 前項の産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に定めるものとする。

3 乙は、一般廃棄物及び頭書の廃棄物以外のものの処理を拒むことができる。

（産業廃棄物に係る委託内容）

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。

産業廃棄物	収集運搬に関する事業範囲	
許可都道府県		
許可の有効期限	令和 年 月 日	
事業範囲	許可証のとおり	
許可の条件		
許可番号	第 号	

2 甲から乙に委託された産業廃棄物を次の目的地に搬入する。

事業場の名称	
所在地	
処分の方法	
施設の処理能力	

【産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを有する業者の場合】

- 3 乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う場合は、法令に基づき、かつ、委託期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。

(一般廃棄物に係る委託内容)

第3条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出するものとする。

一般廃棄物	収集運搬に関する事業範囲	
許可都道府県		
許可の有効期限	令和 年 月 日	
事業範囲	許可証のとおり	
許可の条件		
許可番号	第 号	

- 2 甲から乙に委託された一般廃棄物を次の最終目的地に搬入する。

名称・代表者名	福島市長 木幡 浩
事業場の名称	
所在地	

(適な処理に必要な情報の提供)

第4条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、次に掲げる情報を乙に提供するものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生じる支障
- オ その他取扱いの注意事項

- 2 甲は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の記載事項を漏れなく記載し、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止し、マニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(甲乙の責任範囲)

第5条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から運搬の最終目的における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 乙は、甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

【産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを有する業者の場合】

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第7条 乙は、この契約によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(業務完了報告及び検査)

第8条 乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が完了した後、直ちに業務完了報告書を作成し以下に掲げる書類を添付し甲に提出する。

ア マニフェストA票、B2票又は電子マニフェストの運搬終了報告(産業廃棄物)

イ 福島市が発行する検針票の写し(一般廃棄物)

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、速やかに検査しなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、乙は遅延なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

(委託料の支払い)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して速やかに契約代金を請求し、甲はこれを受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 請求金額は、契約単価に数量を乗じて得た額の合計(円未満切捨て)に、一般廃棄物で処分した数量に1キログラム当たり10円を乗じて得た額(円未満切捨て)を加えた合計に、100分の110を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。

(遅延利息)

第10条 乙は、甲の責に帰すべき事由により、前条第1項の規定による契約代金の支払いが遅れたときは、甲に対してその遅延期間の日数に応じ、契約代金の額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

(履行遅滞の場合における違約金)

第11条 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により履行期限までに業務を完了できない場合において、甲が認める期日までに業務を完了する見込みがあると認めるときは、乙から違約金を徴収して当該期限を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により履行期限を延長するときは、その旨を乙に通知するとともに、当該期限の延長に関する契約を乙との間に締結するものとする。

3 第1項に規定する遅延利息の額は、当初の履行期限から延長後の履行期限までの期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数全額又はその金額を切り捨てる)とする。

(契約内容の変更等)

第12条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断

【産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを有する業者の場合】

することができる。この場合において、委託料または履行期限を変更する必要がある場合は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(損害賠償)

第13条 乙は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部または一部を解除することができる。

一 乙がこの契約条項に違反したとき。

二 乙の責に帰すべき事由により、契約期間中に乙が業務の履行を継続できる見込みがないことが明らかに認められるとき。

三 乙がこの契約を誠実に履行する意思がないと明らかに認められるとき。

四 乙が本契約の解除を請求し、甲がその理由が正当であると認めるとき。

五 乙が行政庁の処分を受けたとき。

六 乙の従業員が不正又は違法な行為を行い、業務の遂行が出来ないと甲が認めるとき。

七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

八 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認め

【産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを有する業者の場合】

られるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

九 前各号の一に該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合において、乙は違約金として、契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。

（1）前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

（2）乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額または契約解除部分相当額の10分の1を（談合その他不正行為による損害賠償）

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他発注者が特に認める場合はこの限りではない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲

【産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを有する業者の場合】

は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持等)

第17条 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。）は業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の終了後、又は解除された後においても同様とする。

(代表者変更の届出)

第18条 乙は、代表者に変更があつたときは、遅滞なく代表者変更に係る登記簿謄本、その他のこれを証する書面を添えて甲に届出なければならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあつては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議事項)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第21条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

(甲) 住所 福島県福島市杉妻町2番16号
氏名 福島県
福島県知事 内堀 雅雄 印

(乙) 住所
氏名 印

【産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを有する業者の場合】

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 受注者は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、発注者の指定する場所で行わなければならない。

2 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査等)

【産業廃棄物の収集運搬業の許可のみを有する業者の場合】

第10 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取り扱う個人情報の適切管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏洩、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者によって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。